

猛威を振るう新型コロナウイルス

前号でも取り上げましたが、昨年の年末から続いている新型コロナウイルスによる感染症の広がりは、一向に収束の気配を見せず、さらなる拡大が続いています。今年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が行われ、それに基づき4月7日には安倍晋三内閣総理大臣が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、そして九州の福岡県を対象に緊急事態宣言を発令し、対象都府県知事が感染者拡大防止のための対策として市民に対し協力要請等の措置を取れるようになりました。ただ、対象都府県だけでは近隣の府県に移動することで必ずしも対策の有効性が確保できないとの観点から、4月17日には緊急事態宣言を全国47都道府県に拡大し、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定しました。この緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの終了までが当初の期限でしたが、感染者拡大の傾向はおさまらず、5月4日には5月末まで延長されることが決定され、まだまだ自宅待機が要請されています。

自粛という半ば強制措置？

緊急事態宣言発令以降、ステイホームが合言葉になって、様々な分野での「自粛」という名目での対応が義務づけられている

かのような状態になっています。一般市民は自宅待機がほぼ義務づけられ、外出は犯罪か悪のように取り扱われています。飲食店は20時までに営業時間を短縮し、酒類の提供は19時までとなっているだけでなく、三密を避けるという観点から休業に追い込まれている店舗も少なくありません。就業も同じで、テレワークが要請され、自宅で仕事をすべきことが推奨されています。多くの都道府県ではその境界を越えての移動を自粛するように要請されていますが、研究室での仕事を行うために奈良県在住の筆者などは大阪府を超えて神戸市までやってこなければなりません。自宅ですべての教育・研究活動ができればいいのですが、どうしても大学に來なければ片付けられない仕事があるために、世間の目をかいくぐるようにして通勤しなければならぬ者もいることに社会はあまり寛容ではないようです。関西地方は比較的「自粛」に従っているようですが、一部の人が正義を振りかざして営業店舗や県境を越えて移動する車に危害を加える事態まで発生しています。不要不急の場合以外の外出「自粛」を要請するということは、決して強制ではなく、個人の良心的判断に委ねられているものであることは間違っていないことではない事柄であるものと考えます。もちろん感染症をばらまくような行為を容認できるわけではありませんが、「自粛」の名の下に様々な活動が規制されている現在、特に経済的にやむを得ない事態に陥っている人々も多く存在していることは、この緊急事態宣言の下でも忘れてはならないことです。不要不急は個人個人で異なっていることを十分に理解しておくことが緊急事態の下では重要になります。そして、緊急事態終結後の経済活

動がスムーズに行われるように、ある程度の準備期間を念頭に置いておくことが必要になるでしょう。

講義展開の新たな方式

本来ならば、4月から新年度の講義が始まっているはずですが、今年度はステイホームの観点で、講義自体がこれまでとは違う方式で展開されています。講義開始がゴールデンウィーク明けの5月7日からになっただけでなく、キャンパスでの対面式講義ではなく、オンラインでの講義や、大学の教務システムを利用した講義・演習の方式が進められています。教材等をネットにアップしたり、課題提出はオンラインを通じて行ったり、これまでにない講義形式での運営は教員としてもなかなか大変です。しかし、オンラインでする方が、学生の参加率はよく、従来ならばゴールデンウィークが明けると一気に出席者の減る大講義であっても、オンラインでは参加者が減らないというメリットも一応確認できています。ただし、本当にちゃんと聴講しているのか否かまでは確認しようがありませんが、大教室での講義であっても寝ている者や別の内職をしている者はチェックできないということと同じであるともいえます。まあ、有効性はオンラインでも変わりないと言えるにしても、学生諸君にとっては大学に来てキャンパスで同級生や友人と一緒に講義を受講したり、たわいない話題でも対面で話をしたりすることができない状態、さらに調べ物をするために図書館にこもることができないような状態は、やはり早く終結してもらいたいという気になるのではないのでしょうか。学生は、教員や研究

者と同じく、大学の施設を利用して研究をするという意味で、学問の自由を保障されている主体であるということは忘れてはなりません。

令和2年度事業計画へのコロナの影響

例年、六甲台後援会は、神戸大学の社会科学系部局に様々な研究教育活動に対する支援を行っています。学術交流のための助成や教員・大学院生の海外研究活動の支援など、今年度は、少なくとも前期の間はそれらの支援を実施することができない、あるいは支援しても教員・学生の活動自体が制約されているという支障が予想されます。海外からの研究者を招聘して研究会を開催し、または海外研究者と共同研究を行う活動、海外留学や国際学会への出席などは、現在も外務省の海外渡航及び日本入国の制限のために実施困難な状態にあります。さらに、三密を避けるという点で、学生への社会科学特別奨励賞（この授与そのものは停止しないが）の授与式を行うことも「自粛」することにしました。その点から、今回の新型コロナウイルスの騒動に関連して、今年度の事業計画履行に支障が生ずる可能性が大いにあることを予めお知らせいたします。

令和2年度事業計画について

公益財団法人神戸大学六甲台後援会は、財団設立以降、主に本学の社会科学系部局の学術の発展と教育の充実に寄与することを目的として次のような事業を行っています。

(1) 学術交流の促進に対する助成

(2) 学術成果の公開に対する助成

(3) 教育の充実に対する助成

(4) 学術基盤の整備に対する助成

(5) 学術交流施設の維持管理

このような各種事業は、皆様から今までにいただいた寄附金の運用収益や新たに卒業生の皆様等からいただいた貴重なご寄附により行っています。

さて、令和2年度事業計画につきまして、その概要をご報告申し上げます。

事業計画は、昨年12月、社会科学系各部局に対して助成事業の募集を行い、応募申請された各種事業について助成事業選考委員会において、それぞれの事業が本財団の公益事業として相応しいかを審査し、その結果を基に理事会において審議・承認されたものです。

1. 学術交流の促進に対する助成

計 1,630万円

(1) 海外研究活動支援

1,050万円

ア. 海外派遣支援

(2) 学会・シンポジウム・カンファレンス・ワークショップ

ブ等開催支援

580万円

2. 学術成果の公開に対する助成

計 100万円

(1) 学術研究成果刊行に対する支援

3. 教育の充実に対する支援

計 1,824万円

(1) 学部学生の教育に対する支援

684万円

ア. 成績優秀者に対する奨学金支給(社会科学特別奨励賞)

イ. 4年間の成績優秀者に対する支援(六甲台賞)

ウ. 各部局における各種教育プログラムに対する支援

エ. 学部学生の海外派遣に対する支援

オ. 学部相互履修科目開講支援

カ. 寄附講義開講支援

キ. キャリア形成に対する支援

(2) 大学院学生の教育に対する支援

780万円

ア. 各部局における各種教育プログラムに対する支援

イ. 大学院生の海外派遣に対する支援(社会科学特別奨励賞を含む)

ウ. 神戸大学MBA加護野忠男論文賞

エ. エクスターンシップ実施支援

(3) 特定の基金による学部学生及び大学院学生の教育に対する支援

360万円

ア. 凌霜研究奨学基金による教育に対する支援

イ. 田崎奨学基金による奨学金支給

ウ. 久研究奨学基金による海外研究活動に対する支援

4. 学術研究に対する支援

計 645万円

(1) 研究プロジェクトに対する支援

(2) 社会システムイノベーションセンターに対する支援

(3) 特定の基金による学術研究に対する支援

ア. 裏山研究奨学基金による学術研究に対する支援

5. 学術基盤整備に対する支援

計 120万円

6. 学術交流施設の維持管理による学術交流の促進に関する事業

計 45万円

合計 4,364万円

いつも皆様の「ご寄附誠にありがとうございます

前号でご報告させていただいた以降、年度末までに次の皆様から「ご寄附をいただきました。

金額別に、石塚一博様(昭41経済) 1万円、岩崎光男様(昭37法) 1万5千円、渡会武嗣様(昭30経営) 5万円です。これで令和元年度中の受入額は、合計984万7,368円になりました。

令和2年度になってからは(5月15日現在) 吉田昭彦様(昭32経営)、小幡浩士様(昭42法) 各2万円、三宅基治様(昭44経済) 3万円、瀬野鋼太郎様(昭46経営)、片桐 陽様(昭44経済) 各5万円、安藤幹雄様(昭45法) 10万円、高崎正弘様(昭34経営) 30万円、根岸 哲様(昭40法) 50万円。誠にありがとうございます。

毎回お願いしています「寄附金の送り先は左記のとおりです。また、この度、本財団ホームページから「ご寄附(クレジットカードによる「ご寄附、インターネットバンキングによる「ご寄附等)いただけるようになりましたのでご利用ください。よろしくお願ひ申し上げます。

◎銀行送金の場合(銀行からの連絡が遅く、領収書送付が遅れないようにするため、お葉書でも電話・FAXでも結構ですから、送金のことについて事務局にご一報ください)

銀行名 三井住友銀行六甲支店

口座番号 普通預金 4069496

口座名義 公益財団法人神戸大学六甲台後援会

◎郵便振替の場合(通信欄に卒業年次と出身学部をご記入ください)

口座番号 0098019116772

口座名義 公益財団法人神戸大学六甲台後援会

◎本財団ホームページからのご寄附

ホームページ「ご寄附」のWEB申込みフォームからご寄附いただけます。<http://www.rokkodafund.com>

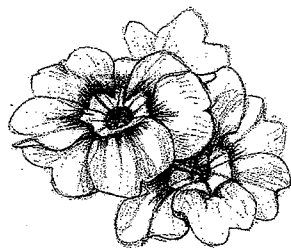
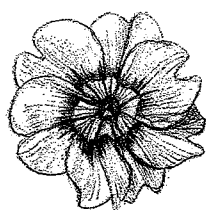
〒657-0068

神戸市灘区篠原北町4-11-5

公益財団法人神戸大学六甲台後援会事務局

電話・FAX(078)86113013

E-mail: k-koenkai@rokkodafund.com



プリムラ 球